

海岸管理のあり方検討委員会

平成 25 年 10 月
農林水産省 農村振興局
農林水産省 水産庁
国土交通省 水管理・国土保全局
国土交通省 港湾局

1. 設立趣旨

海岸は、国土狭隘な我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

平成 11 年には海岸法を改正し、津波、高潮、波浪等による災害からの「防護」に加え、「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加するとともに、一般公共海岸区域の創設等を行ったところであるが、その後、様々な課題が顕在化している。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により甚大な被害を受けたことから、最大クラスの津波に対しても被害の最小化を主眼とする減災の考え方に基づき対策を講ずることとなった。また、水門・陸閘の閉鎖に従事した消防団員などが数多く犠牲となった事実を踏まえ、現場操作員の安全確保を最優先とした管理運用体制の構築を目指すこととなった。南海トラフをはじめ、各地域において大規模地震の切迫性が報告されており、早急な対応が求められている。

海岸保全施設は、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されている。また、未だ健全性や耐震性について十分調査されていないものも多い。平成 24 年 12 月には中央自動車道笹子トンネル事故が発生し、社会資本の安全性に対する信頼性の確保が一層求められており、海岸保全施設についても、限られた財源、人材で、より一層の適切な維持管理、修繕が求められている。

さらに、近年、海岸環境や優れた景観の保全、海岸の利用についてのニーズも高度化、多様化している。海岸部における土砂収支の不均衡等の要因により海岸の侵食が進行している地域もある。今後、地球温暖化に伴う海面水位の上昇や、台風の激化等による沿岸への影響も懸念されている。

このような海岸を巡る情勢等を踏まえ、今後の海岸管理のあり方についてご意見をいただくため、「海岸管理のあり方検討委員会」を設立するものである。

2. 今後のスケジュール

- 年度内に計 5 回程度開催予定